平成２９年（フ）第１６６５号
大阪府門真市野里町26―23―201、住民票上の住所大阪府門真市岸和田４丁目１番19号
債務者　上尾　忠幸
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７６４号
大阪府八尾市恩智中町１丁目84番地の１　プレアール恩智401号
債務者　笹川　陽子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７７１号
大阪府大東市北条１丁目16番33号　第一山本ハイツ306号
債務者　亀井昌鉉こと亀井昌鉱こと　関　　昌鉉
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７７２号
大阪府四條畷市中野本町７番23―610号
債務者　ラウンジＬＯＶＥＱＵＥＥＮこと　山口　定子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７７３号
大阪府枚方市春日元町１丁目18番５号
債務者　神薗　真悟
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７８７号
大阪市大正区泉尾５丁目６番19号
債務者　坂元　尚美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８７０号
大阪市淀川区野中北２丁目４番29号
債務者　東島　潤一
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８７２号
大阪府大東市三箇５丁目６番24号
債務者　重　　美子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８７６号
大阪市平野区喜連西４丁目６番65―905号
債務者　山本眞野子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８７７号
大阪市平野区喜連西４丁目６番65―905号
債務者　山本　孝至
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８８１号
大阪市住吉区殿辻１丁目２番26号　シーズコート住吉　203号
債務者　森元　靖孝
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６９号
香川県高松市円座町151番地１　ミヨシハイツ８
債務者　本上香代子（旧姓三木）
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８５号
長崎県長崎市三原２丁目13番18―104号
債務者　小林　詠子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
長崎県諫早市貝津町2885番地３　ＭＫｍａｉｓｏｎｖｉｖａｃｅ302号
債務者　中嶋富美香（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
鹿児島県志布志市松山町尾野見18番地22
債務者　山内香奈子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
仙台市泉区将監６丁目３番５―52号、従前の住所北海道帯広市西十七条南３丁目47番13号コーポ白樺Ｄ号室
債務者　土井　耕潤
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３２号
福島県いわき市小名浜字燈籠原84番地の13　県営住宅１―11
債務者　根笹　寿明
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福島地方裁判所いわき支部